

論点等説明シート			
事業名	港湾公害防止対策事業	担当部局庁	港湾局
事業についての論点等			
○事業の背景			
<p>本事業は、港湾における公害の原因となる堆積汚泥等の浚渫や覆土等を行うことにより、底質を改善し、水質浄化や悪臭の解消等を図ることを目的として、国又は地方公共団体(港湾管理者)が実施するものである。</p> <p>事業への財政支出は、公害財特法又は港湾法を根拠としており、現在実施中である公害財特法に基づく事業については、環境基本法に基づく「公害防止計画」が定められているか、総務大臣による事業指定を受けているものを対象として、「国の負担又は補助の特例(補助率の嵩上げ等)」が措置されている。</p> <p>平成27年度は、東京港、大阪港、伏木富山港及び田子の浦港の4港において、環境基準の達成を目標に、港湾管理者がダイオキシン類を含む堆積汚泥の浚渫等を実施している。</p>			
○論点			
<p>①港湾公害防止対策事業が効果的・効率的に実施されているかを確認する仕組みは十分か。</p>			
<p>②事業コストの縮減の取組は十分か。</p>			